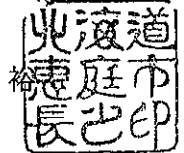


恵庭市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第7号）第8条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月13日

恵庭市長 原 田



記

- 1 指定管理者の名称
恵庭市恵み野北3丁目1番1
恵庭リサーチ・ビジネスパーク株式会社
代表取締役社長 北 越 俊 二

- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
恵庭市民会館	恵庭市新町10番地
恵庭市島松公民館	恵庭市島松本町3丁目12番20号
大町会館	恵庭市大町1丁目10番1号
東恵庭会館	恵庭市中央449番地
柏陽会館	恵庭市柏陽町1丁目26番地
桜町会館	恵庭市桜町3丁目8番13号
寿町会館	恵庭市島松寿町2丁目24番地3
和光会館	恵庭市和光町2丁目2番8号
恵み野会館	恵庭市恵み野北2丁目12番2
有明会館	恵庭市有明町5丁目1番3号
中島会館	恵庭市中島町4丁目17番地14
北栄会館	恵庭市北島215番地
いくみ会館	恵庭市黄金北3丁目12番地8

- 3 管理を行わせる期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで